

令和7年度新入学

指定校変更認定事由第7号による申立てについて (中学校用)

令和7年度新入学者の「杉並区における指定校変更の申立てに関する審査基準及び事務処理要綱」に定める指定校変更認定事由第7号「学校の特色ある教育活動等に参加を志望する場合」による申立てについては、次のとおり受け付けます。

1 申立者

杉並区に住民登録があり、令和7年4月に杉並区立の中学校へ入学する予定の児童の保護者。

2 受付期間と受付時間

令和7年1月10日(金)から1月16日(木)まで【郵送の場合は必着】
(土・日・祝日を除く午前9時から午後5時まで)

※受付期間を過ぎた場合は受け付けできませんのでご注意ください。

3 提出書類

- ① 就学通知書(入学のお知らせ)
- ② 指定校変更申立書
- ③ 「杉並区立学校指定校変更 志望理由書 第6号様式(中学校用)」

※指定校変更申立書、志望理由書の用紙は、令和6年12月9日(月)から学務課学事係の窓口で配布します。(杉並区公式ホームページからも、令和6年12月9日(月)以降、ダウンロードできます。)

杉並区公式ホームページ (<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>)

オンラインサービス → 申請書サービス → 子ども・教育 → 学校

4 提出方法

提出書類を郵送もしくは持参でご提出ください。

郵送で申し込む場合は封筒の表に「**指定校変更申立書 在中**」と赤字で記載し、必ず**簡易書留**により郵送してください。簡易書留によらないものの事故については責任を負いません。

5 送付先・受付窓口

〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1

杉並区教育委員会事務局 学務課学事係

(杉並区役所東棟 6階 ③番窓口)

※学務課学事係以外の窓口（区民課各区民係、区役所夜間窓口、志望校、指定校、在籍校等）への提出は無効となりますのでご注意ください。

6 注意事項

- (1) **申立てできる学校は指定校に隣接する学校です。**
(4頁の別表第2で確認してください。)
- (2) **認定事由第7号による受入れ人数には上限があります。**
上限は各校15人までです。
学校の状況等により受入れ人数を縮減する学校があります。
(4頁 別表第2【注意事項】※2)
- (3) **志望理由書は就学予定者本人の自筆を原則とします。**
本人がけが等で記入できず保護者が代筆する場合には、理由を志望理由書の「代筆理由欄」に記入してください。
また、欄外への記入や、別紙の添付は認められませんのでご注意ください。
- (4) **志望理由書に個人を特定できる情報（家族や友人等の氏名）は記入しないでください。**
- (5) **「特色ある教育活動」について**
「特色ある教育活動」とは、指定校で実施されていないが希望校では行われている特別な教育活動を指します。両校とも実施している教育活動や、杉並の区立中学校全校で実施している教育活動は、該当しません。
また、学校施設（校舎、校庭等）の状況、子どもや保護者の交友関係の継続等は教育活動に該当しないため、記載されても審査の対象となりません。
- (6) **「参加したい部活動が指定校には無いが隣接校にはある」という場合は、認定事由第7号による申立てをすることができます。**
ただし、指定校に該当する部活動はあるが活動内容に不満がある場合（部員が少ない、活動日が少ない等）は「特色ある教育活動」に該当しないので、採点されません。
また、入学後、生徒数の変更や教員の異動・配置等により、希望先学校の部活動がやむを得ず休・廃部となる場合があります。
この場合、部活動の休・廃部を理由に再度の指定校変更を申立てすることはできませんので、ご承知置きください。

(7) 申立てできる学校及び志望理由書の内容を教育委員会が審査し、指定校変更の認定又は不認定を決定します。

審査は、志望理由書の採点を行い、合計点数の上位者から順に受入れ人数上限まで認定します。

ただし、申立て人数が受入れ人数に満たない場合でも、審査の結果、不認定となる場合があります。

なお、審査基準は4頁の別表第3をご覧ください。

(8) 認定事由第1～6、8号のいずれかにより指定校変更の申立てをしている場合は、認定事由第7号による申立てをすることはできません。

(9) 申立てを取り下げる場合

結果通知を受ける前に申立てを取り下げる場合は、学務課学事係に電話連絡の上、出来るだけ速やかに取下届を提出してください。

その際には、保護者の本人確認できる物（保険証・免許証・身分証明書等）を持参してください。

結果通知を受けた後は取り下げることができません。

(10) 国立・都立・私立の学校へ入学することが決まった場合

まず、学務課学事係（Tel 5307-0760）にご連絡ください。その後、令和7年1月31日（金）までに受付窓口「取下届」及び「国立私立入学（在学）届」に添付書類（入学承諾書等）を添えて提出してください。未提出の場合は就学先不明者として調査の対象となります。必ずご提出ください。

「国立私立入学（在学）届」の用紙は受付窓口にあります。杉並区公式ホームページからダウンロードすることもできます。

杉並区公式ホームページ (<https://www.city.suginami.tokyo.jp/>)

オンラインサービス → 申請書サービス → 子ども・教育 → 学校

(11) 住所が変わった場合

速やかに住民登録の転居又は転出の手続きをしてください。

引越先の杉並区内・区外を問わず、旧住所からの指定校変更申立ては無効になりますのでご注意ください。転居・転出の届出をされた場合は新しい住所に基づいて改めて学校の指定をしますが、やむを得ない事情により指定された学校へ通う事が出来ない場合は、改めて指定校変更申立てもしくは区域外就学申請をしていただくこととなりますので、学務課学事係へご相談ください。

(12) その他注意

・学校指定の物品（標準服・体操着等）は指定校変更の結果を受けてから準備してください。

・「入学予定先確認のお願い」は認定結果が出るまで、お手元に保管してください。認定結果が届きましたら、結果を入力し、回答してください。

7 結果通知

指定校変更申立ての結果は令和7年2月3日（月）に認定又は不認定の通知書を発送します。令和7年2月7日（金）を過ぎても通知書が届かない場合は学務課学事係へお問い合わせください。

別表第2(別表第1の第6号、第7号関係)【指定校と隣接校】

中 学 校	指定校	隣接校							
	1 高南	松ノ木	和田	高円寺					
	2 杉森	阿佐ヶ谷	天沼	東原	高円寺				
	3 阿佐ヶ谷	杉森	東田	松溪	天沼	松ノ木	高円寺		
	4 東田	阿佐ヶ谷	松溪	高井戸	松ノ木				
	5 松溪	阿佐ヶ谷	東田	天沼	井荻	神明	宮前	高井戸	
	6 天沼	杉森	阿佐ヶ谷	松溪	東原	中瀬	井荻	神明	
	7 東原	杉森	天沼	中瀬					
	8 中瀬	天沼	東原	井荻	井草				
	9 井荻	松溪	天沼	中瀬	井草	荻窪	神明		
	10 井草	中瀬	井荻	荻窪					
	11 荻窪	井荻	井草	神明					
	12 神明	松溪	天沼	井荻	荻窪	宮前	西宮		
	13 宮前	松溪	神明	富士見丘	高井戸	西宮			
	14 富士見丘	宮前	高井戸	西宮					
	15 高井戸	東田	松溪	宮前	富士見丘	向陽	松ノ木	大宮	
	16 向陽	高井戸	大宮	和泉					
	17 松ノ木	高南	阿佐ヶ谷	東田	高井戸	大宮	和田	高円寺	
	18 大宮	高井戸	向陽	松ノ木	泉南	和田	和泉		
	19 泉南	大宮	和田	和泉					
	20 和田	高南	松ノ木	大宮	泉南				
	21 西宮	神明	宮前	富士見丘					
	22 和泉	向陽	大宮	泉南					
	23 高円寺	高南	杉森	阿佐ヶ谷	松ノ木				

【注意事項】

- ※1 「指定校」とは、「就学通知書」に記載されている学校です。
- ※2 次に示す中学校は、学校の状況等により認定事由第7号による受入れ人数を10人とします。
東田中、井荻中
- ※3 杉並和泉学園の就学通知書は「和泉中学校」で通知します。

別表第3(別表第1の第7号関係)

指定校変更審査基準認定事由第7号事由に係る審査基準			
質 問	審査項目	審査の視点	配 点
指定校ではなく、この学校を志望した理由は何ですか。	志望動機の妥当性	○志望動機が具体的であるか。 ○志望動機に意欲が感じられるか。	A5点、B4点、C3点、 D2点、E0点
志望する学校の特色はどのようなところですか。	学校の特色をつかむ観察力	○特色ある教育活動を具体的に把握しているか。 ○指定校にはない特色となっているか。	A5点、B4点、C3点、 D2点、E0点
志望する学校の特色ある教育活動等について、情報をどのように収集しましたか。	学校の特色を収集する行動力	○情報収集活動から、志望校への熱意は感じられるか。 ○情報収集に工夫が見られるか。	A5点、B4点、C3点、 D2点、E0点
その特色ある教育活動を、今後の学校生活にどう生かしていきたいですか。	積極的な姿勢	○特色ある教育活動を生かしていこうとする積極性が見られるか。 ○今後の学校生活に生かすための具体性があるか。	A5点、B4点、C3点、 D2点、E0点
—	総合評価		A: 9、10点 B: 7、8点 C: 5、6点 D: 1~4点 E: 0点
		計	30点満点

- ※1 配点については、
A: 非常に評価できる、B: 評価できる、C: ある程度評価できる、D: あまり評価できない、E: 記載なしとする。
- ※2 総合評価は、個々の審査項目の評価を踏まえ、全体的な観点から評価する。
- ※3 認定可能な基準を10点以上とし、受入れ人数の上限に達していない場合でも、9点以下は不認定とする。

【問合せ先】 杉並区教育委員会事務局 学務課学事係 (杉並区役所東棟 6階③番窓口)
電話 03-5307-0760 (直通) 〒166-8570 杉並区阿佐谷南 1-15-1